

陸上貨物運送事業・倉庫業における

派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

はじめに

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が平成 11 年に改正され、派遣対象業種が 13 業種から大幅に拡大され、その後平成 16 年から物の製造業務への派遣が認められ、現在は禁止業種（建設、警備、港湾、医療）を除き派遣労働者の受入れが可能となりました。このため、派遣労働者は著しく増加しましたが、最近の経済情勢の影響を受け、派遣労働者数は、対前年度比 24.3%減の約 302 万人（平成 21 年度の「労働者派遣事業報告書」）となりました。しかし、依然として多くの派遣労働者が就業している状況にあります。

同時に、派遣労働者の労働災害（休業 4 日以上死傷災害）は、派遣労働者の増加とともに増加し、平成 20 年以降は派遣労働者数の減少に伴い減少傾向に転じましたが、依然として多くの労働災害が発生しています。また、派遣労働者の労働災害を派遣先の業種別にみると、製造業の占める割合が依然として高いものの、陸運業（陸上貨物取扱業も含む。）も約 1 割を占めています。

特に陸運業、倉庫業に派遣される労働者は、労働災害に結びつく可能性の高い作業も多いことから、派遣元・派遣先の事業者は、それぞれの責任に応じて、安全衛生管理体制の整備、安全衛生管理活動、安全衛生教育や健康診断の実施など、派遣労働者の安全衛生確保のために労働安全衛生法上の措置を徹底する必要があります。

このたび、陸上貨物運送事業労働災害防止協会は厚生労働省の委託を受けて、陸運業・倉庫業における派遣労働者を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るため、派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアルを作成いたしました。

本マニュアルは、陸運業・倉庫業を対象として、安全衛生管理体制の整備や安全衛生教育等を実施する上で配慮すべき事項、派遣労働者の安全衛生教育等を派遣元・派遣先事業者が連携して効果的に実施する具体的な方法などを示すとともに、派遣労働者の安全衛生管理や安全衛生教育などに関し派遣元・派遣先が連携して進めている事例も紹介しています。

本マニュアルが、派遣元・派遣先の事業者などを対象とした研修会の基本テキストとして使用されること等を通じて、派遣労働者を含めた労働災害の防止と事業場の安全衛生管理水準の向上に寄与できれば幸いです。

派遣労働者の安全衛生管理マニュアル作成委員会

目次

はじめに

第1章 派遣労働者の労働災害

1 派遣労働者の労働災害の状況	1
2 陸運業・倉庫業における派遣労働者の死傷災害分析	2
3 陸運業・倉庫業における派遣労働者の死傷災害の分析（年齢、事故の型、起因物）	4
4 陸運業・倉庫業における派遣労働者の災害事例	7

第2章 陸運業、倉庫業の安全管理のポイント

1 陸運業、倉庫業では「荷役作業関係災害の防止」がポイント	8
2 フォークリフト作業の安全管理のポイント	8
3 フォークリフト作業以外での安全管理のポイント	10

第3章 派遣労働者の安全衛生管理の基礎知識

1 「労働者派遣」とは	15
2 「労働者」及び「雇用関係」について	15
3 労働者派遣と請負との関係	16
4 派遣法における安全衛生の管理	17
5 派遣法と安全配慮義務について	21

第4章 派遣元が実施すべき事項

1 派遣元事業場の業種の適用について	22
2 安全衛生管理体制	22
3 派遣労働者の就業に当たっての措置	28
4 派遣労働者の健康管理	29
5 安全衛生教育	32
6 労働災害発生時の対応	34
7 派遣元が派遣労働者の安全衛生管理等について独自に実施している参考事例	34

第5章 派遣先が実施すべき事項

1 派遣先の安全衛生管理	36
2 派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	45
3 健康の確保	50
4 安全衛生教育	52
5 労働災害発生時の対応	55

第6章 派遣元と派遣先との連携

1	連絡調整役とその職務	57
2	安全衛生教育に関する協力や配慮	60
3	危険有害業務に従事する労働者の資格等の確認	62
4	一般健康診断に関する派遣先の配慮	63
5	労働災害発生に係る連携	64
6	労働者派遣契約と連絡調整	65
7	連携等の事例	67

参考資料 労働者派遣に関する法令、指針、通達等

1	派遣法	
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(抄)	69
2	労働安全衛生関係法令	
	労働安全衛生法(抄)	71
	労働安全衛生法施行令(抄)	76
	労働安全衛生規則(抄)	78
3	関係告示	
	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	82
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(抄)	83
	派遣先が講ずべき措置に関する指針(抄)	84
4	関係通達	
	派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について(抄)	86
	労働者派遣事業関係業務取扱要領(抄)	91
5	その他	
	派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点チェックリスト	95